

燃料電池設備を 導入すると 最大15万円の 補助金が出ます！



ご自宅に燃料電池設備などを新たに設置すると、最大で15万円の補助金を受けられます。ご家庭の省エネにぜひご活用ください！

対象設備

燃料電池設備の機器本体・附属機器
(配線、配管、採熱管、煙突など)
※一般社団法人 燃料電池普及促進協会に
登録された製品

補助金額

設備本体・附属機器等の購入に係る
経費(税抜)の3分の1(上限15万円)

対象者

次の①~③の全てに当てはまる方

- ①申請者が住む(住む予定も含む)住宅の省エネ化を目的として、その住宅などに対象設備(未使用品)を設置する方
- ※店舗等併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が住居部分である建物を住宅とします。
- ②補助金を交付申請した年度内に、対象設備の設置完了ができる方
- ③市税を滞納していない方

申請方法

申請書と必要書類を環境課環境政策係に提出してください。申請時に必要な書類は裏面をご覧ください。

申請期間

5月7日(火)から
交付申請受付

※交付申請は工事着工前

※補助金の交付は予算の範囲に限ります。期限内であっても、予算に達した時点で受け付けを終了します。

お問い合わせ・申請先

柏崎市 環境課 環境政策係
〒945-8511
新潟県柏崎市日石町2番1号
(柏崎市役所4階)
電話番号：0257-21-2312
ファクス：0257-23-5116
Eメール：
kankyoseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp

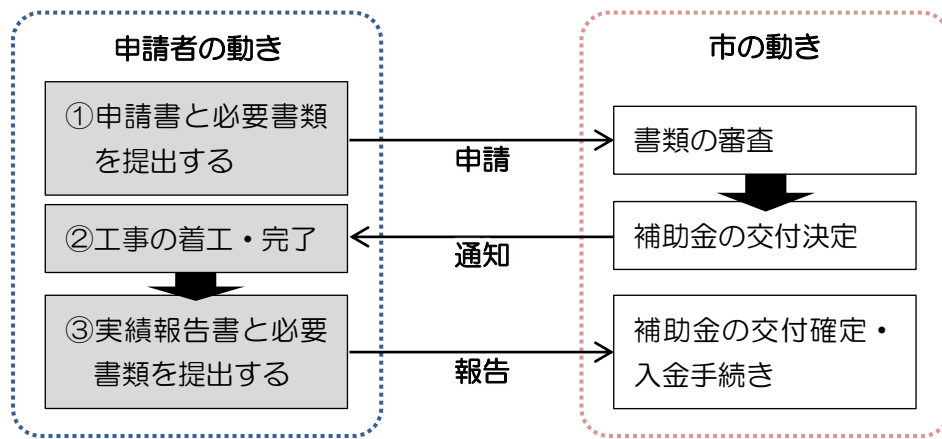
このチラシは「低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金」の一部を紹介したものです。その他の創エネ・省エネ機器に対する補助もあります。

■必要書類

- ①低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付申請書
- ②設備別事業計画書
- ③事業の経費の内訳がわかる書類（見積書など）のコピー
- ④施工予定請負者が発行する工事請負契約書などのコピー
- ⑤対象設備のカタログ（コピーでも可）
- ⑥市税完納証明書
- ⑦住宅所有者の承諾書（申請者と住宅所有者が異なる場合のみ）

①・②は既定の様式があります。様式は環境課環境政策係で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■補助金の申請から交付までの流れ



■注意事項

- 本補助金は設備本体、附属機器等の購入に係る経費（税抜）（以下、購入経費）が対象です。
- 本市では住宅リフォームにかかる工事費等（購入経費を含む）を補助する「住まい快適リフォーム事業」（補助率：補助対象経費の20%、第2期申し込み受付期間：5月7日（火）～5月24日（金）※抽選制）を実施しています。本補助金では対象としていない工事費等については、該当要件に応じて「住まい快適リフォーム事業」でも申請が可能です。
 - 【例】本補助金で『購入経費』、住まい快適リフォーム事業で『施工費』の申請は可能。
 - 本補助金で『購入経費』、住まい快適リフォーム事業でも『購入経費』の申請は不可。
- 対象設備の工事着工前に申請をしてください。工事着工後の申請は受け付けできませんのでご了承ください。
- 設備を販売する事業者が申請の手続きを代行できます。
- 補助金の交付申請は、同一年度で一度しかできません。他の対象設備を設置する場合は、必ずまとめて申請してください。
- 本補助金の対象設備を複数設置する場合は、上限額が35万円です。
- 補助金の交付決定後に対象設備を設置し、実績報告書を対象設備の工事完了日（建売住宅または購入・賃借する建物の引き渡し日）から起算して30日以内に提出してください。ただし、起算日が令和7（2025）年3月3日（月）以降の場合、実績報告書の締め切り日は令和7（2025）年3月31日（月）です。
- 詳しくは「新潟県柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付要綱」に従います。